

働き方改革の推進

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校にはこれまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められている。また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育も推進していく必要がある。

このため、本県では、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」をはじめ様々な教育施策の実施を図っているところであるが、こうした状況の中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況があり、平成30年度に行った教員勤務実態調査の結果でも、看過できない教員の勤務実態が明らかになるなど、働き方改革の推進は喫緊の課題である。

1 「働き方改革」とは

(1) 国における働き方改革の目的

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しており、文化やライフスタイル、働くということに対する考え方そのものに手を付けていく「働き方改革」を進めることで、働く方一人一人がより良い将来の展望をもてるようにすることを目指している。

(2) 学校における働き方改革の目的

教員のこれまでの働き方を見直し、教員が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的である。

こうした理念の下、限られた時間の中で、「子供と向き合う時間」を確保することで教育の質の向上を図りつつ、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進することとしている。

(3) 在校等時間の上限について

令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めることとされたことを受け、令和2年1月に教育職員の在校等時間の上限等を規定した指針が定められた。

この指針では、各教育委員会の規則等において、その所管に属する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めることとされており、本県及び県内各市町の教育委員会において、規則の整備を進めたところである。

今後は、各教育委員会が定めた教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理を行うことが必要であり、客観的な方法により勤務時間を把握した上で、適切な勤務時間管理や、健康管理を行いつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等に取り組んでいくこととなる。

○教育職員の在校等時間

「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間

○教育職員の在校等時間の上限

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合

1か月の時間外在校等時間 100時間未満、1年間の時間外在校等時間 720時間以内

連続する複数月の平均時間外在校等時間 80時間以内、

かつ、時間外在校等時間 45時間超の月は年間6か月まで

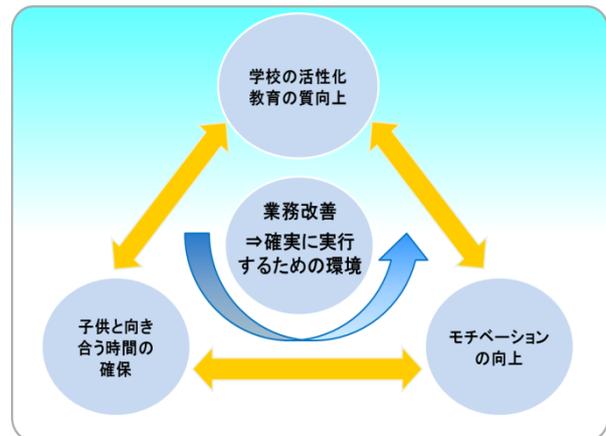
2 業務改善の推進

(1) 業務改善の必要性

学校における業務改善は、「学校が、幼児・児童・生徒、保護者、地域等から求められている役割を十分果たせるよう、その限りある経営資源を、必要な部分に最大限かつ効果的に振り向けることができるようにするための環境づくり」であると言える。

限りある経営資源の中で、学校がその役割を十分果たしていくためには、①組織の在り様を最適化するため業務分担の見直しを図る、②業務の進め方の改善を図る、③個別業務の精選や省力化の工夫を行う、といった視点からの取組を不断に行っていく必要がある。

こうした取組は全ての学校において不可欠なものであり、学校全体で自発的かつ継続的に取り組まれるべきものである。

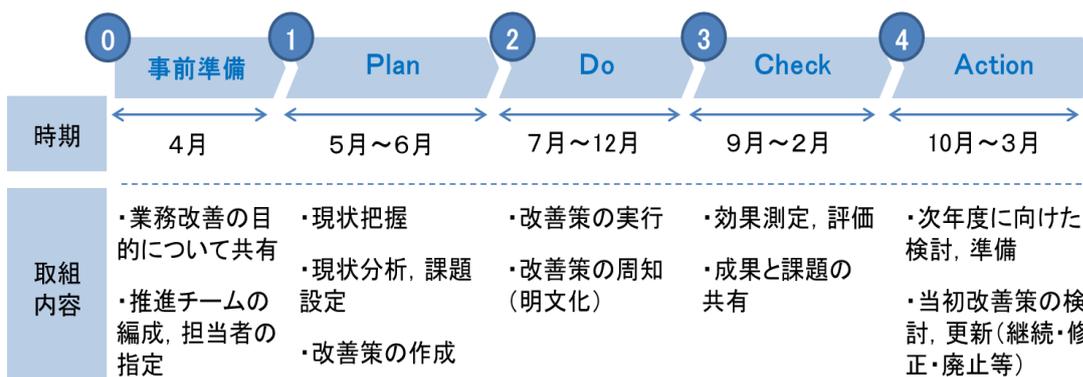


(2) 取組のポイント

ア 組織的・自律的な取組

業務改善を進めていくには、各学校で推進チームを編成するなど校内体制を整備し、各学校における現状や課題を踏まえた改善策を策定・実行していくという、PDCAサイクルを回しながら自律的に取り組むことが基本となる。

業務改善におけるPDCAサイクル（例）



イ 全教職員による参画

P D C A サイクルを回していく上では、業務改善の目的を明確にし、教職員全員で共有することが大切である。計画段階 (Plan) においては、校内研修などにより、全ての教職員で課題や改善策について話し合い、実施段階 (Do) においても、改善策を明文化するなどして周知した上で、全ての教職員で共有し、実行することにより、改善効果の実感度合いが高まる。

また、教職員の日々の業務の中での気づきやアイデアを取り込み、教職員全員が業務改善の取組に参加することは、取組を組織的なものとするだけでなく、教職員一人一人の学校経営への参画意識やチーム意識を高め、学校を活性化することにつながる。

(3) モデル校等における取組事例

平成 25 年 3 月に発行した「業務改善事例集」には、取組を進めるための具体的な手法とともに、次表のとおり取組の視点ごとに事例を掲載しているので、各学校における取組の参考にしていきたい。

取組の視点	モデル校等における取組事例
① 業務分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担表による「見える化」 ・保護者や地域のボランティアの活用
② 業務の進め方の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・年間スケジュールや提出期限の「見える化」 ・起案前の方針確認、専決の活用 ・定時退校日・部活動の休養日の実施
③ 個別業務の精選・省力化の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議・職員朝会の精選、見直し ・校内における取組や行事の精選、統合 ・アンケート集計のマークシート化
④ I C T の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・共有フォルダの整理、ファイル名の統一 ・校内 L A N ・グループウェアを活用した情報の共有 ・指導要録の電子化
⑤ 整理整頓の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の保管場所の「見える化」 ・職員室等のレイアウトの変更

参考：広島県教育委員会 「業務改善事例集」(平成 25 年 3 月発行)

(4) 働き方改革を推進するための今後の方向性

県教育委員会では、平成 23 年に業務改善プロジェクト・チームを設置し取組を進めてきたところであるが、更にこの取組を推進し、今後の方向性を示すため、平成 30 年 7 月に「学校における働き方改革取組方針」を策定した(令和 2 年 3 月改定)。今後は本方針に基づき、教員の子供と向き合う時間の確保や長時間勤務の縮減に向けて、保護者や地域の方々の理解も得ながら、県・市町教育委員会、学校が連携して着実に取組を進めていきたいと考えている。

学校における働き方改革取組方針【概要版】

取組方針策定の経緯

平成 23 年 1 月に業務改善プロジェクト・チームを設置し取組を進めてきたところであるが、更にこの取組を推進し、今後の方向性を示すため、平成 30 年 7 月に「学校における働き方改革取組方針」を策定した(令和 2 年 3 月改定)。

目的・目標

本方針に基づき、教員の子供と向き合う時間の確保や長時間勤務の縮減に向けて、保護者や地域の方々の理解も得ながら、県・市町教育委員会、学校が連携して着実に取組を進めていきたいと考えている。

取組の柱

次の 4 つの視点を中心として

- 学校・教員が本
- 部活動指導に専
- 学校における取組
- 教職員の働き方

取組内容

- 1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
 - (1) スクール・サポート・スタッフの配置
 - (2) 放課後児童クラブ等 1:1 の巡回指導
 - (3) 各種計画、事業、調査・報告等の見直し
 - (4) 研修の推進し等
 - (5) 教材・指導案等の共有化
 - (6) 支援が必要な子供・家庭への対応
 - (7) 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進
- 2 部活動指導に係る教員の負担軽減
 - (1) 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における運動方針の策定・実施
 - (2) 外部人材を活用した取組
 - (3) 外部団体等との連携
 - (4) 効果的な練習方法等の研修の実施
- 3 学校における組織マネジメントの確立
 - (1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進
 - (2) マネジメント研修の充実
 - (3) 教員及び事務長等への専決事項の拡大
 - (4) 業務改善等の取組
- 4 教職員の働き方に対する意識の醸成
 - (1) 学校における勤務時間等の意識
 - (2) 学校における定時退校日の推進
 - (3) 一斉検閲時間の設定
 - (4) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

フォローアップ等

フォローアップ

取組の推進状況を把握するため、取組実施の進捗や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や地域の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを実施する。

市町立学校に係る取組

市町立学校に対し、所管の学校における働き方改革の取組方針を策定するよう促すとともに、市町立学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要となる取組を実施する。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「学校の業務改善，働き方改革に向けて」